

足利市緊急特別融資制度 R2.9 新型コロナウイルス対策長期資金繰り支援

新型コロナウイルスの影響による業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている市内の中小企業者の経営を安定させるため、長期的な緊急特別融資制度を創設しました。

長期経営対策資金

融資対象者	市内に事業所(又は工場等)を有し、同一事業を1年以上行っており、下記のいずれかに該当する中小企業者で市税に未納がない者 (1)「足利市緊急経営対策資金」の利用実績がある者 (2)セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を有する者 ※(1)のみの場合、運転・借換資金のみにご利用いただけます。
貸付限度額	運転・設備・借換資金 1,000万円
融資期間・利率	5年以内 1.0% 7年以内 1.2% 10年以内 1.4% ★いずれも据置2年以内★
返済方法	割賦元金均等返済
信用保証料	★足利市全額補助★

◎ Point! ◎

- ①「緊急経営対策資金」をご利用の方は認定の取得が不要です！
- ②既借入の融資残額に対して同額で借換が可能です！

貸付には金融機関の審査があります。
借入を希望の方は市内の取扱金融機関に
直接ご相談・お申込ください。

☆お問い合わせ☆
足利市役所 産業観光部
商業振興課(別館2階)
TEL:0284-20-2159
FAX:0284-20-2155
e-mail: shougyou@city.ashikaga.lg.jp